

ワールドビジネス研究会 活動・運営規約

2009年4月

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、「ワールドビジネス研究会」とする。また、英文の名称を「World Business Society」とし、略称を「WBS」とする。

(目的)

第2条 本研究会の目的は以下の通りとする。

- ①国際社会に貢献する中小企業診断士としての知識、技術、品格の向上を目指して会員の能力を向上させること
- ②最新の国際関連情報、海外ビジネス情報を収集し、本研究会の会員および中小企業診断協会の会員に提供すること
- ③会員同士の情報交換を通じて交流を促進し、国際事業に関与する中小企業診断士の情報ネットワークを構築すること
- ④日本の中小企業診断制度を海外に普及させ、中小企業診断士の海外ビジネス開発の支援をすること
- ⑤海外との文化交流や親善活動を通じて、国際貢献や開発支援をすること
- ⑥中小企業診断協会および東京支部や国際部の発展に寄与すること

(活動)

第3条 前条の目的を達成するために次の諸活動を行う。

- ①原則として毎月、定例会を開催する
- ②定例会以外に随時、特別セミナーを開催する
- ③海外ビジネスや外国企業の経営等に関する調査・研究活動を行なう
- ④国際関連情報や海外ビジネス等に関する講演・研修・執筆活動等を行なう
- ⑤本研究会の活動に関して広報や情報発信を行なう
- ⑥内外の国際関連機関・組織等との協力関係を構築する
- ⑦在日外国公館、外国企業・駐在員、外国人留学生等との国際交流を行なう
- ⑧その他必要に応じて目的実現のための活動を行う

第2章 会員

(会員資格)

第4条 本研究会の会員の条件は以下のとおりとする。

- ①(一社) 中小企業診断協会に所属する中小企業診断士であること
- ②(一社) 中小企業診断協会に所属していない中小企業診断士の場合は、運営委員会において承認されることにより準会員となることができる

(入会)

第5条 本研究会の会員になろうとする者は、運営委員会の承認を得なければならない。

- ① (一社) 中小企業診断協会会員の場合は、原則として無条件で入会を承認する
- ② 中小企業診断士で (一社) 中小企業診断協会非会員の場合は、運営委員の推薦があった場合に準会員としての入会を認める
- ③ 中小企業診断士でない者が準会員として入会するためには、運営委員の推薦および運営委員会で過半数の承認を得ることを条件とする

(会費)

第6条 本研究会の会費は次のとおりとする。

- ① 会費は年間 (毎年4月～翌年3月) 10,000円とする
- ② 例会にスポットで参加する場合は、会費を1回1,500円とする
- ③ 例会に体験参加する場合は1回に限り無料とする
- ④ 講師の知人等で例会等に特別に参加する場合は無料とする場合がある

(退会)

第7条 会員が退会しようとする時は、本研究会に申し出なければならない。但し、次の各項のどれか一つに該当する場合には自動的に退会したものとみなす。

- ① 会員が死亡した時
- ② 第4条に定める資格を失った時
- ③ 正当な理由がなく、1年以上会費を納入せず、例会に出席しない者

第3章 運営・管理体制

(所属組織)

第8条 本研究会は一般社団法人東京都中小企業診断士協会 (東京協会) に所属する。

(事業活動)

第9条 本研究会の事業活動については、東京協会国際部や株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツ等と協力して行う。

(活動運営経費)

第10条 本研究会の活動経費は、会費および東京協会からの助成金によって運営する。

第4章 会計・事業年度

(事業年度)

第11条 本研究会の事業年度は毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

第5章 役員等

(役員)

第12条 本研究会に次の役員を置く。役員は全員運営委員とする。

①運営委員長	1名
②副運営委員長	3名
③会計委員	2名
④会員管理委員	2名
⑤広報委員	2名
⑥運営委員	必要数
⑦会計監事	1名

(役員を選任)

第13条 運営委員長、副運営委員長、会計委員、会員管理委員、広報委員は定時運営委員会において、役員相互により選任される。但し、欠員が生じ、緊急にこれを埋める新役員が必要な際は、緊急運営委員会を開催して選出できる

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。

(役員職務権限)

第15条 各役員職務は次のとおりとする。

- ①運営委員長は本会を代表し会務を統括する
- ②副運営委員長は運営委員長を補佐し、運営委員長が不在の場合にはその代行を行なう
- ③会計委員は会費の徴収ならびに本会の会計処理を行ない、年度末には会計報告を行なう
- ④会員管理委員は会員の登録、会員名簿の作成・管理を行なうとともに、東京支部への年次報告書の提出等を行なう
- ⑤広報委員は例会等の案内や広報、本会ホームページの編集や管理を行なう
- ⑥運営委員は、会員の意見を反映させながら、本会の企画・運営に参画する
- ⑦会計監事は期末に会計監査を行い、運営委員会にて報告する

第6章 委員会・定例会

(運営委員会)

第16条 原則として年間4回、4月、7月、10月、1月に運営委員会を開催する。運営委員会は運営委員長が召集し、事業計画その他について検討する。

(定例会)

第17条 定例会の開催については以下のように定める。

- ①原則として、毎月1回定例会を行なう
- ②原則として、定例会には会員、準会員だけが参加できる
- ③前項の規定に関わらず、本会の非会員であっても、(一社)中小企業診断協会の会員はいつでもスポットで参加できる

④当日の講師の知人等、運営委員が許可をした場合は、特別にスポット参加を認める場合がある

(特別セミナー等)

第18条 前条の定例会以外に、随時、国際部が主催する特別セミナーや他組織との共催にてセミナーや研修会、講演会活動等を行なう。

(講師謝金)

第19条 定例会の講師謝金は原則として以下のとおりとする。講師謝金には交通費および資料作成費を含むものとする。ただし特別な場合や他組織との共催イベントなどの場合は別途検討する。

① 外部講師 1回3万円

② 内部講師 1回2万円

第7章 付記

第20条 本規約の変更並びに定めのない事項については、運営委員会で協議し決定する。

<付 則>

本会の規約は2009年4月1日より施行する。

2011年4月1日 規約一部改正。

2017年2月10日 規約一部改正。

2019年10月2日 規約一部改正。

以上